

<p>条別別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の系挙行為（揚げ物を含む。）を行う場所は、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 大規模な百貨店等の場合は売場の部操火使用の項大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合は欄2(3)アを、それぞれ準用すること。</p> <p>(2) 大規模な百貨店等で、気体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等の使用場所を複数箇所設けることが認められている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇した時に自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。</p>	<p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する売場における使用量と合算して1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料 5kg 以下であること。</p> <p>3 直接外気に開放された部分における使用については、2の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
<p>認めないものとする。</p> <p>喫煙</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器具を設けること。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条別第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58ℓ以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場における消費量と合算して175ℓ以下とすること。ただし、売場の部操火使用の項大規模な百貨店等の欄2(3)アに規定する使用場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p>	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 操火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条別別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
<p>喫煙</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器具を設けること。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条別第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58ℓ以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場における消費量と合算して175ℓ以下とすること。ただし、売場の部操火使用の項大規模な百貨店等の欄2(3)アに規定する使用場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p>	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 操火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条別別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
<p>喫煙</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器具を設けること。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条別第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58ℓ以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場における消費量と合算して175ℓ以下とすること。ただし、売場の部操火使用の項大規模な百貨店等の欄2(3)アに規定する使用場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p>	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 操火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条別別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
<p>喫煙</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器具を設けること。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条別第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58ℓ以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場における消費量と合算して175ℓ以下とすること。ただし、売場の部操火使用の項大規模な百貨店等の欄2(3)アに規定する使用場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p>	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 操火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条別別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>

危険物品持込み（兼営業部分）	1 通常顧客の出入りする部分の部危険物品持込み（催事場等）の項1から6までによること。 2 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みについては、煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を伴わないものに限ること。	通常顧客の出入りする部分の部危険物品持込み（催事場等）の項1から6までによること。
----------------	--	---

別表第4を次のように改める。

別表第4（第1 2(1)ニ関係）		屋内展示場
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
公衆の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。
	1 共通事項	(1) 展示、実演等のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 (4) 消火器具を設けること。 (5) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (6) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） (7) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）
喫煙	2 火気使用設備器具等を使用するもの	(1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 ア 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、4(1)又は(2)の規定に適合するものであること。 (2) 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 ア 消費量は1個につき58kWh以下であり、総消費量は175kWh以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のを除く。）
	3 火薬類を消費するもの	(1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。 (2) 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。） (3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
	4 その他の裸火	次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。 (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの ア 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

イ アの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。
 (2) 火災を有するもの
 周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。

ア 可燃物の着火限界熱流束が10kw/m²以上の場合は、火災の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離

表1 単位: cm

火災の長さ	火災の幅									
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
20以内	30	40	40	50	50	50	60	60	60	60
40以内	40	60	60	70	80	80	90	90	100	100
60以内	50	70	80	90	100	110	120	120	130	130
80以内	50	80	90	110	120	130	140	150	150	150
100以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	170
120以内	60	90	110	130	140	160	170	180	190	190
140以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
160以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
180以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
200以内	70	110	140	160	180	190	210	230	240	240
200以内	70	110	140	170	190	200	230	240	240	260

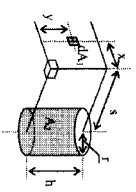
イ 可燃物の着火限界熱流束が3kw/m²以上10kw/m²未満の場合は、火災の幅及び長さに応じて、表2に規定する距離

表2 単位: cm

火災の長さ	火災の幅									
	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
20以内	30	40	40	50	50	50	60	60	60	60
40以内	40	60	60	70	80	80	90	90	100	100
60以内	50	70	80	90	100	110	120	120	130	130
80以内	50	80	90	110	120	130	140	150	150	150
100以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	170
120以内	60	90	110	130	140	160	170	180	190	190
140以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
160以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
180以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
200以内	70	110	140	160	180	190	210	230	240	240
200以内	70	110	140	170	190	200	230	240	240	260

火災の長さ	20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内
20以内	30	40	40	50	50	50	60	60	60	60
40以内	40	60	60	70	80	80	90	90	100	100
60以内	50	70	80	90	100	110	120	120	130	130
80以内	50	80	90	110	120	130	140	150	150	150
100以内	60	90	100	120	130	140	150	160	170	170
120以内	60	90	110	130	140	160	170	180	190	190
140以内	60	100	120	140	160	170	180	190	200	210
160以内	70	100	130	150	170	180	190	210	220	230
180以内	70	110	140	160	180	190	210	220	230	240
200以内	70	110	140	160	180	190	210	230	240	240
200以内	70	110	140	170	190	200	230	240	240	260

ウ ア又はイにより難い場合は、火災の形状を円筒に見立てた次の図を用いて、次のウの式により求めた形態係数を、次のウの式に当てはめて得た値が、可燃物の着火限界熱流束を超えない距離



Aは、火災
 hは、火災の長さ
 rは、火災の幅の半径
 d/Aは、受熱面(可燃物)

$$F = \frac{S}{B} \frac{S}{2B\pi} \left\{ \cos^{-1} \left(\frac{Y^2 - B + 1}{A - 1} \right) + \cos^{-1} \left(\frac{C - B + 1}{C + B - 1} \right) \right\}$$

$$- Y \frac{A + 1}{\sqrt{(A - 1)^2 + 4Y^2}} \cos^{-1} \left(\frac{Y^2 - B + 1}{B^{1/2}(A - 1)} \right)$$

$$- C^{1/2} \frac{C + B + 1}{\sqrt{(C + B - 1)^2 + 4C}} \cos^{-1} \left(\frac{C - B + 1}{B^{1/2}(C + B - 1)} \right) + H \cdot \cos^{-1} \left(\frac{1}{B^{1/2}} \right)$$

Fは、形態係数
 Sは、s/r

<p> Kは、K/T Tは、ν/T Hは、h/ν Aは、k/ν Bは、$k^{2+P}+S^2$ Cは、$(H-T)^2$ </p> <p>(4) $q = \alpha \epsilon F (T_1^4 - T_0^4)$ qは、A (火災) から dA (受熱面) が受ける熱流束 σは、5.67×10^{-11} (単位 $\text{kW/m}^2\text{K}^4$) ϵは、1 T_1は、1,093 (単位 K) T_0は、293 (単位 K)</p> <p>(3) 微小な火源を有するもの 展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。 展示、実演等のための必要最小限の範囲内であること。</p> <p>(4) 瞬間的に燃焼するもの 展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。 5 直接屋外に開放された場所における使用については、2から4までの規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p>	<p>危険物品持込み</p> <p>1 消火器具を設けること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6 m以上 (危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m以上)、その他の危険物品については水平距離で3 m以上離れていること (耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 4 裸火を使用する場所から水平距離で5 m以上離れていること (特定不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条列別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p>
--	---

<p>(3) 可燃性ガス容器 (液化ガスに限る。) ア ガス総質量が5 kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5 kg 以下であること (容器の個数は問わないものとする。) イ 高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 (ア) 容量2 kg 以下の容器に限ること。 (イ) 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 (ウ) 容器の転倒防止措置が図られていること。 (エ) 容器は、連結して使用しないこと。 (4) 火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g 以下のものは、30 個 イ 0.1g を超え15g 以下のものは、5 個 7 直接屋外に開放された場所における持込みについては、6の規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p>

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第1 2(1)関係)	
指定場所	映画スタジオ及びテレビスタジオ
禁止行為の種類	解除の基準
喫煙	<ol style="list-style-type: none"> 1 滴出のために必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業者等による監視、消火等の体制が講じられていること。
裸火使用(瞬間的な火炎以外の裸火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 共通事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 滴出のために必要なものに限ること。 (2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 (4) 消火器具を設けること。 (5) 従業者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 イ アの距離が定められていないものは、4[1]又は[2]の規定に適合するものであること。 ロ 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 消費量は1個につき58kWh以下であり、総消費量は175kWh以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式のものを除く。) ウ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。ただし、大空間を有するスタジオでは、この限りでない。 エ 液体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 イ 危険物は、漏れ、あられ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。 ウ 固体燃料を熱源とするものは、燃焼時に火の粉が発生しないこと。 エ 火薬類を消費するもの フ 煙火は、固定して消費すること。 ク 消費中の煙火を移動しないこと。 ケ 次に掲げる火花の噴き出す方向に応じて、それぞれ定めるところに適合すること。

撮影用セットを設ける部分

- こと。
- (7) 上方に噴き出す場合
- a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいらないこと。
 - b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。
 - c aの範囲内並びにその範囲の上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
 - d aの範囲の周囲6m以内には、観客がいらないこと。
- (4) 斜めに噴き出す場合
- a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。
 - b 噴き出し方向を軸として、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、演技者等がいらないこと。
 - c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方4m及び周囲2mの部分で囲んだ円筒形の範囲内並びに当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。
 - d cの範囲内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。
 - e bの範囲の周囲6m以内には、観客がいらないこと。
- (4) 下方に噴き出す場合
- a 煙火から床面までの高さ及び火花の最大となる幅で囲んだ円筒形の範囲内には、演技者等がいらないこと。
 - b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。
 - c aの範囲内並びにその範囲の上方2m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
 - d aの範囲の周囲6m以内には、観客がいらないこと。
- エ 実験により特性を確認したものであること。
- オ 火薬類取扱に関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- カ 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。
- キ 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- ク 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。
- (2) 火花を噴き出す煙火以外のものは、次に定めるところによること。
- ア 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。)

- イ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
- ウ 煙火は、飛ばしようするものでないこと。
- エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専定員が取り扱うこと。
- オ 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。

4 その他の爆火

次に掲げる爆火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。

(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの

ア 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

イ アの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(不燃材料等)で覆うこと。

(2) 火花を有するもの

周囲の可燃物から、次に掲げる距離以上の距離を確保していること。

ア 可燃物の着火限界熱流束が10kw/m²以上の場合は、火花の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離

表1

単位：cm

火花の長さ	火花の幅									
	20以内	30以内	40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	90以内	100以内	110以内
20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	60
40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	100	90
60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	130	120	110
80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	150	140	130	120
100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	170	160	150	140	130
120以内	140以内	160以内	180以内	190	180	170	160	150	140	130
140以内	160以内	180以内	200以内	210	200	190	180	170	160	150
160以内	180以内	200以内	210	200	190	180	170	160	150	140
180以内	200以内	210	200	190	180	170	160	150	140	130
200以内	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120

180以内	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	310	320	330	340	350	360	370	380	390	400
70以内	110	140	170	200	230	260	290	320	350	380	410	440	470	500	530	560	590	620	650	680	710
200以内	110	140	170	200	230	260	290	320	350	380	410	440	470	500	530	560	590	620	650	680	710
70以内	110	140	170	200	230	260	290	320	350	380	410	440	470	500	530	560	590	620	650	680	710

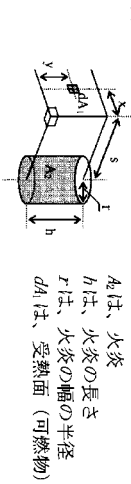
表2 可燃物の着火限界熱流束が3kw/m²以上10kw/m²未満の場合は、火花の幅及び長さに応じて、表2に規定する距離

表2

単位：cm

火花の長さ	火花の幅									
	20以内	30以内	40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	90以内	100以内	110以内
20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	60
40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	100	90
60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	130	120	110
80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	150	140	130	120
100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	210	160	150	140	130
120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	210	200	160	150	140	130
140以内	160以内	180以内	200以内	210	200	190	160	150	140	130
160以内	180以内	200以内	210	200	190	180	160	150	140	130
180以内	200以内	210	200	190	180	170	160	150	140	130
200以内	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120

ア又はイにより難い場合は、火花の形状を円筒に見立てた次の図を用いて、次の式の式により求めた形態係数を、次の式の式に当てはめて得た値が、可燃物の着火限界熱流束を超えない距離



Aは、火花の高さ
 hは、火花の長さ
 Lは、火花の幅の半径
 dAは、受熱面(可燃物)

火災の長さ	300以内	50	100	150	200	300
	400以内	50	100	150	200	300
火災の長さ	500以内	50	100	150	200	300
	600以内	50	100	150	200	300
火災の長さ	700以内	50	100	150	200	300
	800以内	50	100	150	200	300

c aの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がいないこと。

d aの範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。

イ) 火災の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの

a 火災の頂部の上方及び最大となる火災の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かないこと。

表3

単位：cm

火災の長さ	200以内	20	40	60	80	100	120	140	160	180	200
	300以内	25	50	100	150	200	250	300	350	400	450
火災の長さ	400以内	25	50	100	150	200	250	300	350	400	450
	500以内	25	50	100	150	200	250	300	350	400	450
火災の長さ	600以内	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500
	700以内	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500
火災の長さ	800以内	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500

b aの範囲の上方及び側方にそれぞれ表4に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面の下方0.2mの部分とを囲んだ範囲内に可燃物がある場合は、JISA1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

表4

単位：cm

火災の長さ	200以内	20	40	60	80	100	120	140	160	180	200
	300以内	25	50	100	150	200	250	300	350	400	450
火災の長さ	400以内	25	50	100	150	200	250	300	350	400	450
	500以内	25	50	100	150	200	250	300	350	400	450
火災の長さ	600以内	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500
	700以内	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500
火災の長さ	800以内	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500

c aの範囲内並びにその範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内には、演技者等がいないこと。

d aの範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。

イ) 斜めに噴き出す場合

イ) 火災の発生から消滅までの時間が1秒以内のもの

a 噴き出し角は、水平面から45度以上を確保すること。

b 噴き出し方向を軸として、火災の頂部の上方及び最大となる火災の幅の側方にそれぞれ表1に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。

c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表2に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、JISA1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。

d b及びcの範囲内には、演技者等がいないこと。

	<p>e bの範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。</p> <p>(イ) 火災の発生から消滅までの時間が1秒を超え5秒未満のもの</p> <p>a 噴き出し方向は、水平面から45度以上を確保すること。</p> <p>b 噴き出し方向を軸として、火災の頂部の上方及び最大となる火災の幅の側方にそれぞれ表3に規定する距離を加え、当該部分と機器の噴き出し面とを囲んだ円筒形の範囲内及び当該範囲を水平投影した範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>c 噴き出し方向を軸として、bの円筒形の範囲の上方及び周囲にそれぞれ表4に規定する距離を加えた範囲内に可燃物がある場合は、JIS A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</p> <p>d b及びcの範囲内には、演技者等がいないこと。</p> <p>e bの範囲の周囲6m以内には、観客がいないこと。</p> <p>3 液体燃料を燃源とするもの</p> <p>(1) 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。</p> <p>(2) 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置が講じられていること。</p> <p>(3) 2(1)、(3)及び5から(8)までの規定を準用すること。</p> <p>(4) 2(8)において、可燃物を置かないこととする範囲内及びその範囲の周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。</p> <p>(5) (4)の床面に可燃物がある場合には、JIS A1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置が講じられていること。</p>
<p>危険物品持込み</p>	<p>1 消火器具を設けること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条別別表第7に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(液化ガスに限る。) ア ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。) イ 高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ウ 容量2kg以下の容器に限ること。</p> <p>エ 使用する場所は、大空間に限ること。</p>

	<p>(ウ) 使用するボースは、外圧によりつぶれない構造であること。</p> <p>(ロ) 容器の転倒防止措置が図られていること。</p> <p>(ハ) 容器は、連結して使用しないこと。</p> <p>(4) 火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。</p> <p>ア 大空間を有するスタジアオの場合</p> <p>ウ 0.1g以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個</p> <p>エ 0.1gを超え5g以下のものは、(イ)に含まれる個数を除き10個</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>ウ 0.1g以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個</p>
--	--

備考 大空間を有するスタジアオとは、次に掲げる3要件を満たしているスタジアオをいう。

- 1 空間の高さが8m以上であること。
- 2 撮影スタッフ等の関係者以外の者(エキストラ、公開録音による観客等を含む。)の出入りがないこと。
- 3 大道具等のセットが設けられていないこと。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第1 2(1)カ関係）		地下街
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器具を設けること。</p> <p>(3) 従業者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口及び階段等から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は1 個につき58kWh 以下であり、総消費量は175kW 以下であること。</p> <p>イ ガス過流山防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>ウ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、1 日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5 kg 以下であること。</p> <p>3 消火器具を設けること。</p> <p>4 従業者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6 m以上（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44 条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m以上）、その他の危険物品については水平距離で3 m以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>6 裸火を使用する場所から水平距離で5 m以上離れていること（特定不燃材料で造</p>

危険物品持込み	危険物品持込み	<p>5 つたつ立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>6 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>(1) 危険物</p> <p>危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類</p> <p>条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）</p> <p>ガス総質量が1 kg 以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量1 kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p>
	喫煙	認めないものとする。
地下街	裸火使用	認めないものとする。
	危険物品持込み	認めないものとする。

別表第7を次のように改める。

別表第7 (第1 2) (1) (キ関係)

重要文化財等	
指定場所	解除の基準
禁止行為の種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近ではないこと。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 5 整理、清掃等の措置が講じられていること。
喫煙	<ol style="list-style-type: none"> 1 共通事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) 消火器具を設けること。 (3) 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。 (3) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料 5kg 以下であること。
建造物の内部及び周囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器具を設けること。 2 関係者等による監視体制が講じられていること。 3 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 4 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 <p>危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の 50 分の 1 未満であること。</p> (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 <p>条例別表第7に定める数量の 50 分の 1 未満であること。</p> (3) 可燃性ガス容器 (高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) <p>ガス総質量が 10kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 10kg 以下であること (容器の個数は問わないものとする。)</p>
危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 <p>危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の 50 分の 1 未満であること。</p> (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 <p>条例別表第7に定める数量の 50 分の 1 未満であること。</p> (3) 可燃性ガス容器 (高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) <p>ガス総質量が 10kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 10kg 以下であること (容器の個数は問わないものとする。)</p>

別表第8を次のように改める。

別表第8 (第1 2) (1) (ク関係)

車両の停車場及び船舶・航空機の発着場	
指定場所	解除の基準
禁止行為の種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器具を設けること。 2 関係者等による監視体制が講じられていること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 <p>危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の 20 分の 1 未満であること。</p> (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 <p>条例別表第7に定める数量の 20 分の 1 未満であること。</p> (3) 可燃性ガス容器 (高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) <p>ガス総質量が 5kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 5kg 以下であること (容器の個数は問わないものとする。)</p>
危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 <p>危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の 20 分の 1 未満であること。</p> (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 <p>条例別表第7に定める数量の 20 分の 1 未満であること。</p> (3) 可燃性ガス容器 (高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) <p>ガス総質量が 5kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 5kg 以下であること (容器の個数は問わないものとする。)</p>
指定場所	<p>公共の出入りする部分</p>

別記様式第2号(第1の4関係)

100ミリメートル

危険物品持込み
Hazardous materials

承認済
Approved

東京消防庁
Tokyo Fire Department

承認期間 Term of validity	
内容 The contents of the approval	

148ミリメートル

- 備考 1 地色は、青色とし、枠は白色とする。
2 文字は、黒色とする。
3 消防章は、金色で直径62ミリメートルとする。

別記様式第1号(第1の4関係)

100ミリメートル

火気使用
Naked Flames

承認済
Approved

東京消防庁
Tokyo Fire Department

承認期間 Term of validity	
内容 The contents of the approval	

148ミリメートル

- 備考 1 地色は、橙色とし、枠は白色とする。
2 文字は、黒色とする。
3 消防章は、銀色で直径62ミリメートルとする。

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

別記様式第4号(第1の4関係)

182ミリメートル

危険物品持込み
Hazardous materials

承認済
Approved

東京消防庁
Tokyo Fire Department

承認期間 Term of validity	
内容 The contents of the approval	

257ミリメートル

- 備考 1 地色は、青色とし、枠は白色とする。
2 文字は、黒色とする。
3 消防章は、金色で直径110ミリメートルとする。

別記様式第3号(第1の4関係)

182ミリメートル

火気使用
Naked Flames

承認済
Approved

東京消防庁
Tokyo Fire Department

承認期間 Term of validity	
内容 The contents of the approval	

257ミリメートル

- 備考 1 地色は、橙色とし、枠は白色とする。
2 文字は、黒色とする。
3 消防章は、銀色で直径110ミリメートルとする。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 七〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001